

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（※）の改正案について（概要）

第11回子ども・
子育て支援等分科会
2025年8月4日
資料4

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver.3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

「3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）」の検討

1 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）令和8年4月1日施行分

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業 ⇒ **通常の小規模保育事業**
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業 ⇒ **特例地域型保育給付を活用した小規模保育事業**
- 三 保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業 ⇒ **今回正式に位置づけられた満三歳以上限定小規模保育事業**

2 特例地域型保育給付

(1) 自治体向けFAQ【第19.1版】令和3年10月1日

【地域型保育事業】

No. 231 小規模保育（特例給付）

Q 小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。

A 小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、10年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。

(2) 本市の特例給付の考え方と活用実績

過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設がない場合など、神戸市が特に必要と認めた場合、3歳以上児を受け入れている。

【実績】

令和6年度：小規模保育事業 2施設

令和7年度：小規模保育事業 1施設

(3) 対応方針

こどもの年齢及び発達に応じて、切れ目なく必要な支援を提供するとともに、地域の保育機能の維持・確保の観点から、引き続き、必要に応じて特例地域型保育給付制度の活用を図る。

3 満三歳以上限定小規模保育事業

(1) 満三歳以上限定小規模保育事業に係るQA【第二版（令和7年10月27日時点）】

番号3

質問：市町村子ども・子育て支援事業計画において、満三歳以上限定小規模保育の創設によっても子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数が変化しない場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更は不要として良いか。

回答：不要として差し支えありません。

(2) 対応方針

事業計画では、2029年度の全市の3～5歳の利用定員（確保方策）が保育ニーズ（量の見込み）を上回る見込みとなっており、下回る区域（灘区・須磨（北須磨））においても、定員の弾力的運用により、予想される保育ニーズへの対応が可能であるため、現行の計画期間中（2025年度～2029年度）は「満三歳以上限定小規模保育事業」を実施せず、計画の変更は行わないということかどうか。

(参考条文) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四（略）

⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

こども誰でも通園制度 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応について

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

- ・乳児等のための支援給付の創設に伴い、子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」（※1）及び「量の見込み手引き」（※2）が改正された（2025年9月29日）。
- ・改正後の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）に、①乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及びその実施時期」、②「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等を一体的に提供する体制の確保の内容」が追加された。

※1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（2014年内閣府告示第159号）

※2 第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方

2. 基本指針の改正に伴う対応について 参考資料：別添1

① 「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及びその実施時期」について

- ・「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及びその実施時期」は、昨年度策定した子ども・子育て支援事業計画「神戸っ子すこやかプラン2029」において、位置づけているが、2024年に実施したニーズ調査には、広域利用等の要素が反映されていないため、必要に応じて、2027年の中間見直しにおいて対応を検討してはどうか。

(参考)「神戸っ子すこやかプラン2029」より

本市事業名 【国の事業名】	指標 (単位)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
こども誰でも 通園制度 【乳児等通園支援事業】	量の見込み	0歳児 (人/月)	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
		1歳児 (人/月)	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
		2歳児 (人/月)	404	404	404	404	404
	確保方策	0歳児 (人/月)	1,330	1,612	1,612	1,612	1,612
		1歳児 (人/月)		1,153	1,153	1,153	1,153
		2歳児 (人/月)		404	404	404	404
考え方	0歳6か月～2歳の将来人口推計から、保育所・認定こども園等で保育を受けており定期的に教育・保育事業を利用している者（3号認定）の数を除くとともに、利用希望率を乗じて量の見込みを算出しています。 実施施設数については、保護者の利便性や利用実態等を踏まえ、必要数を確保していきます。						

② 教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等を一体的に提供する体制に関する体制の確保の内容について

- ・国の事務連絡（別添1）によると、子ども・子育て支援事業計画に「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること」とされている。
- ・昨年度策定した、事業計画において、「働いていてもいなくても、親のライフスタイルやこどもの年齢及び発達に応じて、切れ目なく必要な支援を提供していく」と教育・保育等を切れ目なく支援していくことを定めており、私立幼稚園の満3歳児クラスや一時保育の活用により対応が可能であることから、事業計画の変更は行わなくてもよいのではないかと。

(参考)「神戸っ子すこやかプラン 2029」より

